
プロジェクト	後発事象に関する会計基準
項目	後発事象に関する会計基準の開発の進め方

本資料の目的

1. 本資料は、後発事象に関する会計基準の開発に関して、事務局による論点の整理及び会計基準の開発の方向性に関する提案を示すことを目的としている。

これまでの経緯

2. 後発事象に関する会計基準については、企業会計原則注解（注 1-3）において重要な後発事象の開示及び後発事象の定義が定められており、また、各会計基準で後発事象の開示の取扱いが個別に定められている場合があるものの、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準は設定されていない。

（日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管プロジェクト）

3. 当委員会及び日本公認会計士協会は、日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針（Q&A を含む。以下「実務指針等」という。）を当委員会に移管するプロジェクト（以下「移管プロジェクト」という。）についての考え方を示した上で関係者からの意見を募集することを目的として、2023 年 6 月に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表した。
4. 意見募集文書では、日本公認会計士協会が公表した実務指針等を「会計に関する指針のみを扱う実務指針等」と「会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等」の 2 つの分類に分けた上で、会計に関する指針のみを扱う実務指針等については、内容的に当委員会が所管することが適切と考えられるため、該当するすべての実務指針等を移管プロジェクトの対象として移管を進める考えを示した。一方、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等については、継続企業と後発事象について実務指針等の移管に係る実行可能性について調査研究を行い、それ以外の実務指針等については移管プロジェクトにおける検討の対象外とする考えを示した。
5. その後、2024 年 6 月に当委員会は、「継続企業及び後発事象に関する調査研究」（以下「調査研究文書」という。）を公表した。調査研究文書では、移管の実行可能性の評価及び基準開発の範囲に関する考察を示している。

（移管の実行可能性に関する評価）

6. 調査研究文書では、後発事象に関する実務指針等の移管の実行可能性に関して次のことを記載している。
 - (1) 日本公認会計士協会 監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」(以下「監基報 560 実 1」という。)を会計に関する内容と監査に関する内容に切り分けて、当委員会が開発する会計基準で用いられる表現に見直した上で当委員会に移管することは、原則として可能と考えられる。
 - (2) 現行の後発事象の定義は修正後発事象及び開示後発事象のいずれも「監査報告書日」を採用しており、監査の要素を含んでいることから、後発事象の定義を見直した上で移管することが必要と考えられる。
 - (3) 移管に際して、移管指針については、実務指針等の名称を移管指針の体系に合わせるように変更することを除き、移管前の実務指針等の内容を変更しないこととしていることから、後発事象に関する実務指針等の内容を会計基準等で用いられる表現に見直した上で移管する場合、移管指針としてではなく、新たな会計基準として開発することになると考えられる。
7. また、調査研究文書では、後発事象に関する基準開発の範囲に関して次のことを記載している。
 - (1) 移管において後発事象の定義を見直す必要があると考えられるが、その際、国際的な会計基準との整合性の観点から、「財務諸表の公表の承認日」の概念を取り入れるかについて基準開発の範囲に含めて検討を行うことが考えられる。さらに、「財務諸表の公表の承認日」の概念を取り入れる場合には、我が国の開示制度に照らして「財務諸表の公表の承認日」を会計基準にどこまで具体的に定めるべきかについて基準開発の範囲に含めて検討することが考えられる。
 - (2) 国際的な会計基準と比較した場合、修正後発事象が会社法監査における監査報告書日後に発生した場合、金融商品取引法に基づいて作成される財務諸表において当該修正後発事象は開示後発事象に準じて取り扱うものとしている特例的な取扱い(以下「特例的な取扱い」という。)が基準差異となっている。この点については、会社法と金融商品取引法の開示制度が併存する我が国固有の状況を踏まえるべきであるという意見が聞かれていることを踏まえた上で、基準開発の範囲に含めて検討することが考えられる。

今後の進め方

8. 本資料第 6 項に記載のとおり、後発事象に関する会計基準の開発は、移管プロジェクトの一環で進めているものである。

9. ここで、本資料第7項(2)に記載の特例的な取扱いについては、後発事象に関する会計基準の開発の再開に至るまでの間に、当該特例的な取扱いを廃止して国際的な会計基準と整合性を図るべきとの意見と、会社法と金融商品取引法の開示制度が併存する我が国固有の状況を踏まえ当該取扱いを踏襲すべきとの意見の両論が聞かれている。このため、本件について短期的にコンセンサスを得ることは難しいのではないかと考えられる。
10. この点を踏まえ、監基報 560 実 1 を移管し、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題として、プロジェクトの範囲を検討することが考えられる。したがって、後発事象に関する会計基準の開発に関する議論を次の2つのフェーズに分けたうえで、まずはフェーズ1のみを本プロジェクトの範囲として開発を進めることが考えられる。
 - (1) フェーズ1(本プロジェクトの範囲): 監基報 560 実 1 を移管し、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することが優先的な課題であるため、監基報 560 実 1 で定めている内容のうち会計に関する定めの内容を基本的にはそのまま移管し、新たな会計基準を公表する。したがって、このフェーズでは後発事象に関する実務を変更することは想定されない。
 - (2) フェーズ2: 監基報 560 実 1 の定めのうち、本資料第7項(2)に記載の特例的な取扱いの内容を見直すかどうかについては、コンセンサスが得られる状況であれば別途検討を実施する。また、他に後発事象に関する実務を変更することが考えられる論点があれば、このフェーズにおいて検討を実施する。

(本プロジェクトの進め方)

11. 前項(1)の「会計に関する定めの内容を基本的にはそのまま移管する」ことは、次のことを意味している。
 - (1) 監基報 560 実 1 における会計に関する定めのうち、その内容をそのまま移管することが難しく、新たな定め置き換える必要があると考えられる場合には、個別論点として検討する。
 - (2) 監基報 560 実 1 の定めの内容をそのまま移管する場合であっても、会計基準の構成(会計基準に含めるか、適用指針又は実務対応報告に含めるか等)、制度ごとの定め
の取扱い及び表現等は、ASBJ でこれまで公表してきた会計基準等との整合性等を考慮し、現行の実務を変更しない範囲で見直した上で移管することを検討する。
12. 具体的には、次の順で検討を進めることが考えられる。
 - (1) 監基報 560 実 1 の定めの内容について移管する対象の特定
 - ① 会計に関する定め
の特定

- ② 会計に関する定めのうち、ASBJ が公表する会計基準等以外（例えば、会社計算規則）で定められるものの特定
- (2) 個別論点として識別した項目の検討
- ① 後発事象の定義に関し、「財務諸表の公表の承認日」の概念の取り入れの検討（本資料第7項(1)の検討事項）
 - ② その他の個別論点の検討（もしあれば）
- (3) 会計基準等の文案の検討

ディスカッション・ポイント

今後の進め方についてご意見を伺いたい。

以 上